毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第三十八号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和二十六年広島県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2　試験委員は、知事が指名する職員をもつて充てる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。